

国民年金

▼20歳から60歳までみなさんが加入します！

国民年金は、国籍・職業を問わず、日本に住む20歳から60歳までの人は全員が加入します。職業などによって、加入者はつぎの3種類に分かれます。

第1号被保険者 農業者、

自営業者、学生、フリーアルバイターなど

第2号被保険者 会社員、
公務員(厚生年金や共済組
合に加入している人)

第3号被保険者 第2号被
保険者に扶養されている
配偶者

▼多段階免除制度

経済的な理由や災害などにより、保険料を納めるこ

とが困難なときは、申請し

て承認されると保険料が免除されます。全額免除と半額免除および4分の3免除と4分の1免除の4段階で

詳しくは、保険年金課へお問い合わせください。

▼学生納付特例制度

20歳以上であれば、学生であつても国民年金に加入し、保険料を納めることになつていきます。しかし、経済的に保険料を納めることが難しい場合は、保険料を後払いにできる「学生納付特例」の制度があります。保険年金課で申請してください。

▼保険料の追納

国民年金保険料が免除

猶予または学生納付特例が承認された期間は、10年以内であれば後から保険料を納めること（追納）ができます。追納された期間は、保険料が全額納付された場合と同じ扱いになります。

ただし、保険料の免除などを受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に、保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せされます。

▼老齢基礎年金を受けるには
①最低25年以上の保険料納付期間などが必要

※一部免除を受けた月でも、
残額の保険料を納めない
月は未納期間となります。
②受け取りは原則として65
歳から

※例外として「繰上げ請求」と「繰下げ請求」があります。

繰上げ請求／希望により
60歳から減額された年
金を受ける制度

繰下げ請求／希望により
66歳以降に増額した年
金を受ける制度

③年金額は年額79万2100円(平成20年度)

※金額は保険料を40年間納

めたときのものです。

※定額の保険料に400円を上乗せ(付加保険料)して納めると、年金に付加年金額が加算されます。

④受け取るための手続き先
春日部社会保険事務所 ☎
048(737)7510へ
ただし、国民年金の第1号
被保険者期間のみの人は、
市保険年金課 ☎(43)11
11内線145へ

年金特別便を
発送しています

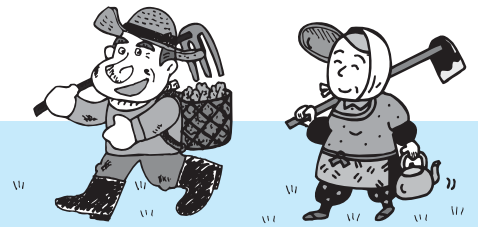
社会保険庁では、年金加入者および受給者の人に、年金特別便を送付し、加入記録をお知らせしています。この回答により記録が結びつく場合がありますので、お手元に届きましたら記録をご確認いただき、忘れずに回答してください。

[illegible]

問合せ 年金特別便専用ダイヤル ☎ 0570(058)555 または 春日部社会保険事務所 ☎ 048(737)7510

農家のみなさんへ

問合せ 税務課 ☎(43) 1111 内線 132 ・ FAX(43) 1125



▼農業所得収支内訳書事前作成会日程▼

月 日	対 象 地 区	会 場
12月15日(月)	上宇和田、下宇和田、下吉羽、木立、戸島、戸島1・2丁目、西関宿、中島、花島、槇野地、細野	ウェルス幸手 研修室
12月16日(火)	惣新田、平野	
12月17日(水)	長間、中野、神扇、平須賀、平須賀1・2丁目、天神島、天神島1丁目、吉野、吉野1丁目	
12月18日(木)	東1～5丁目、緑台1・2丁目、南1～3丁目、大字幸手、権現堂、上吉羽、神明内、中1～4丁目、栄	コミュニティセンター 集会室
12月19日(金)	千塚、円藤内、外国府間、内国府間、北1～3丁目、松石、高須賀、中5丁目、中川崎、下川崎、西1・2丁目、上高野、上高野1丁目、香日向1～4丁目	

※日程にご都合のつかない人は、期間内にお越しください。

農業所得収支内訳書事前作成会を開催

持参した領収書や出荷伝票に基づき、収支内訳書をご本人に作成していただきます。

▼対象者

農業収入があり、収支内訳書の作成が困難な人
▼自身で作成される人(来場の必要はありません)
 収支内訳書を翌年の確定申告で、添付して申告してください。

受付時間 午前9時～11時、午後1時30分～3時30分

用意する物 領収書、出荷伝票、筆記用具、計算機など

※事前に領収書、伝票などの整理をし、計算してきてください。

※収支内訳書の用紙・減価償却計算例は、市内各公民館、市役所税務課、ウェルス幸手、老人福祉センター、コミュニティセンターに用意してあります。

減価償却制度の改正

▼平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産
 各年分において、農業所得の金額の計算上、必要経費に算入された金額の累積額が償却可能限度額まで達している場合には、その達した年分の翌年分以後5年間で1円まで均等償却することとされました。
 この改正は、平成20年分以後の所得税について適用されます。

市民意識調査の結果がまとまりました

ご回答いただいたみなさん、ご協力ありがとうございました。



調査方法 郵送による調査票の配布・回収
 調査票の回収結果
 配布数 2000人
 有効回収数 795人
 回収率 39・8%

▼結果報告書の内容例

問 まちづくりを進めるにあたり、今後10年間で何を重点的に取り組むべきと思いますか

結果 1位「財政健全化」28・7%、2位「高齢者福祉・介護予防事業の充実」26・2%、3位「保険医療体制の充実」23・9%、4位「防災・防犯活動の推進」17・9%、5位「駅周辺の開発」17・1%

※1人3つまで選択。

※%は全体人数に占める回答した人の割合。

◆施策の満足度

満足度の高い施策

1位「し尿」2位「こみ」3位「スポーツ・レクリエーション」

満足度の低い施策

1位「行財政改革」2位「消費者生活」3位「医療」など

問合せ 政策調整課 ☎(43) 1111 内線 4401

▼調査の概要
 調査対象 市内に居住する15歳以上の市民2000人
 対象者の抽出方法 住民基本台帳による無作為抽出